

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

B

非常に整理されており、コンパクトな記述の中に、高い実力が窺えます。

この調子で頑張ってください。

1. 設問1について

(1) 取締役の報酬等の額や算定方法は、株主総会決議によらなければならない(361条1項)。

本件では、株主総会決議によらずにAが決定し、支給しているため、本条項に違反する。もっとも、事後的に貸借対照表に注記する形で、定時株主総会にかけている。

しかし、これは決算の承認にすぎず、同条項にいう決議には該当しないと解される。そうすると、同条項に違反する退職慰労金の支出がなされていたことになる。

ただし、Aは株式の95%を保有しており、仮に株主総会に上程しても、可決することは確実である。そこで、定時株主総会で決算の承認がなされることにより瑕疵が治癒され、有効な支出になるものとする。

(2) そうすると、取締役が退職するときは、一定の基準に基づいて退職慰労金が支出されるという慣行が成立していたものとみることが出来る。そこで、Bとしては、その基準に従った退職慰労金の支給を求めたいところであろう。

(3) 退職慰労金を文言どおり、退職にあたっての慰労のために任意として支給されるものであるとすれば、その支給は会社の裁量であり、支払を請求する権利はないことになる。

しかし、甲社のように、これまで、一定の基準により、在職中の功労に応じた支給がなされていることは、退職慰労金は報酬の後払的性格を有するものといえる(判例同旨)。

そうすると、Cが従来の基準に従った金額をBに支給したことは、Bにとって当然のことであり、Bは甲社の返還請求に応じる必要はないということになりそうである。

(4) しかし、本件支給は、Cの独断によるものである。退職慰労

1 ページ

裏面へ

	金が報酬の後の私利私欲を有する以上、お年金防止の趣旨が相当し、株主総会決議によるべきである。本件では、少なくとも、これまでのように、Aが決定し、経理課長に支給させたうえ、株主総会でも決算承認を得て支給するとい
5	う年金を支払うべきである。 るべきである。
	この年金なしに支給された退職慰労金は法律上の原因がなく、Bは不当利得として、甲社に返還しなければならないと考える。
10	(5)しかし、取締役が退任するときに、対応の退職慰労金を支給することは、慣行として確立している。それにもかかわらず、Aの一存で0円とすることは、裁量権の濫用というべきである。したがって、Bは甲社に対し、これが従来の基準で支給した退職慰労金の請求権を有するというべきである。
15	(6)よってBは甲社の請求に応じなければならないが、上記請求権との相殺を主張して、結果的には、返還に応じないということが可能になる。
	2. 設問2について
20	(1) 本件土地は3億5000万円である。これは、甲社の総資産30億円の1割3強にあたる金額であり、億単位の価格であるから、重要な財産の譲受け(362条4項1号)にあたる。したがって、これを決定するには、有効な取締役会決議によるなければならない(同条項)。
25	(2)ところが本件では、Gに対する招集通知を欠いている。そこで、Dとしては、本件取締役会は、368条1項に違反し無効であると主張することが考えられる。
30	(3)確かに招集通知が送られないということは、取締役が取締役会に出席する機会を逸することになるから、瑕疵があることは否めない。しかし、法的安定の要求から、当該取締役が出席しても、決議に影響がないと認められる特段の事情があるときは、取締役会は無効にならないと

今回は、H21.12.18判例を前提とした信義則の検討に配点があったため、この点を意識できればパーフェクトでした。判例を復習してみてください。

設問2は、非常によく書けております。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価 (ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法	2年・3年・修了生	34A23036	清水 征男

考える(判例同旨)。

(4) 本件では、Gが出席したとしても、残りのADEFの賛成により可決されたと思われる。もっとも、Gが影響力の大きい人物であれば、取締役会における発言により、議論の方向性が変わる可能性がある。しかし、本件Gは、名義を貸しているのみであり、実際の業務は行っていなかったというのであるから、出席したとしても、議論に影響を与えるとはなかったと思われる。したがって、上記特段の事情があったものと認められ、取締役会は無効とならない。

(5) また、Fは甲社の業務に興味を持っていなかったというが、取締役会に出席して賛成している以上、その意思表示は有効である。

(6) したがって、Dの本件主張は認められない。

【参考メモ】

《設問1》

◆H21.12.18判例

・結論：

株主総会決議×→報酬請求権の成立×→返還必要(不当利得)→返還制限(信義則)○

・理由：

①受給者の信頼(従前から株主総会なし+99%株主代表者の決裁でかえてきた→支給催告・送金後約1年経過→決済ありと信じて無理からぬ)

②支給者の認識(代表者が送金直後に知情→事実上黙認)

③功勞の存在(従前の退任取締役と同等以上の業績)

c f. 参照条文： 会社法361条1項、民法1条2項、703条等 (青井)

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。